

令和4年8月25日

## 第165回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第165回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年8月16日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第13号  
会議年月日 令和4年8月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、  
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、  
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、  
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、  
17番 河内克倫、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦

事務局次長兼  
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第165回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に  
ついて  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ  
る届出について  
議案第25号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に  
対する可否決定について  
議案第26号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す  
る可否決定について  
議案第27号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせ  
ん委員の指名について  
議案第28号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>本日はお忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を8番、菊池久康委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b></p> <p>本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第165回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、7番、綱木秀治委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b></p> <p>会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思っております。単独での出席はございませんでした。</p> <p>8月19日、令和4年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会に職務代理と一緒に出席してございます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b></p> <p>今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局	長	<p>事務事業経過報告書に基づいて報告いたします。出席者、開催場所は記載のとおりです。</p> <p>7月29日、遊休農地解消活動、エゴマ摘芯作業です。</p> <p>8月1日、令和4年度第2回遠野地方集落農業実践塾。</p> <p>8月2日、令和4年度農業者年金加入推進特別研修会。</p> <p>8月8日、令和4年度第2回農業委員会だより編集委員会議。</p> <p>8月9日、農地法等申請締切日。</p> <p>8月17日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>8月22日、令和4年度第6回運営委員会。</p> <p>本日、第165回遠野市農業委員会総会。令和4年度家族経営協定研修会。令和4年度第3回農地利用最適化推進検討会です。</p> <p>8月26日以降の主な行事予定です。</p> <p>8月28日、令和4年度「新農業人フェア in いわて」に出席いたします。</p> <p>以下、記載のとおりです。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について」、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局	長	<p>報告第1号、1ページから3ページです。農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は12件です。内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番、2番、3番は子、4番は姉、5番から12番は子が相続です。</p> <p>今後については、番号1番、一部貸付、残りは原野化しているため、今後、非農地判断が必要と思われれます。</p> <p>番号2番、3番、自己耕作。</p> <p>番号4番、貸付。</p> <p>番号5番、6番、7番、自己耕作。</p> <p>番号8番、親族と共に管理。</p> <p>番号9番、10番、自己耕作。</p>

		番号11番、弟と共に管理。 番号12番、自己耕作。 以上で報告を終わります。
議	長	ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局にその内容を説明いたします。
事務局	長	報告第2号、4ページです。農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は3件です。 番号1番、2番、耕作を行わないため解約するものです。今後は草刈り管理を行っていくものです。 番号3番、借人に譲り渡すため解約するものです。なお、議案第26号で改めて所有権移転許可申請が提出されていますので、この後、審議していただきます。 以上で報告を終わります。
議	長	ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第3号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」、事務局にその内容を説明いたします。
事務局	長	報告第3号、5ページです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したもので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は1件です。 番号1番、隣接する山林と田の間に段差があり耕作に不便をきたしているため、段差部分に盛土を行うものです。 以上で報告を終わります。
議	長	ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。
議	長	<b>【日程第1】</b> 日程第1、「議事録署名人名及び書記の指名について」、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]

議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に9番、菊池靖委員、10番、鈴木重徳委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係	長	<p>6ページ、7ページです。第165回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計5件、30,025㎡。</p> <p>利用集積、今月計1件、2,586㎡。</p> <p>法第4条、ありません。</p> <p>法第5条、今月計2件、436㎡。</p> <p>適用外、ありません。</p> <p>法第18条第6項、今月計3件、8,196㎡。</p> <p>以上です。</p> <p>【日程第2】</p>
議	長	<p>日程第2、議案第25号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>8ページです。議案第25号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借の再設定です。使用貸借期間は10年です。</p> <p>以上1件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
議	長	<p>訂正いたします。失礼いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>【日程第3】</p>
議	長	<p>日程第3、議案第26号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対</p>

農地係長	<p>する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p> <p>9 ページです。議案第26号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人は労力不足のため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲受人は今年5月に当市に移住し、新規就農のため要請し譲り受けるものです。</p> <p>番号3番、譲受人は長年申請地を耕作しており、今回、譲渡人からの要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号4番、譲受人はこれまで申請地を賃貸借しておりましたが、譲受人の要請により、贈与により譲り受けるものです。</p> <p>以上4件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●●担当推進委員、石直です。17日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名、計7名で現地確認を行いました。</p> <p>1番、■■■■■■■■■■付近に区画整理された田と、■■■■■■■■■■付近の草地になります。今後も管理されていくものと見ています。</p> <p>2番、山林に近い家屋の周辺にあるのですけれども、今は草刈りを行って管理しています。今後は獣害に気を付けて耕作してもらえばなああと見てきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区推進委員の小向です。8月17日、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で現地を確認しました。場所は●●●●●と●●●●●です。どちらも、譲受人は今までも農地を適正に管理されており、何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第27号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>議案第27号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものです。</p>

		<p>あっせんの申出内容については、売渡し、田3筆という内容であります。その他につきましては、記載のとおりであります。本件のあっせん委員として、藤田優一委員、小向幸子委員を指名するものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p><b>【日程第5】</b>  日程第5、議案第28号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>11ページです。議案第28号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は更新が1件です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願ひます。</p> <p>また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p><b>【日程第6】</b>  日程第6、議案第29号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>12ページです。議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、駐車場整備を目的とする転用です。申請人は、実家の宅地内に駐車スペースがないことから、申請地を購入し駐車場を整備しようとするものです。申請地は実家に隣接しており、他に替え得る土地はないことから、適地として選定したものです。申請地は現在草地として利用している畑を分筆した土地でありまして、第1種、第3種に該当しない第2種農地と判断いたしました。第2種農地の例外規定であります集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。事業費は自己資金</p>

	<p>により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、宅地拡張を目的とする転用です。申請人は申請地に隣接する空き家を購入するのに併せて庭を整備したいことから、申請地を購入し宅地を拡張しようとするものです。申請地は休耕中の畑で第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当し、許可できるものと判断しました。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>17日に確認してきました。平らな草地で、駐車場にするには容易だと思いました。草地の方も、引き続き使用するには特段問題ないと見てきました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の多田です。17日、農業委員1名、推進委員2名、事務局3名で現地確認をしてまいりました。場所は、■■■■■の一番■■よりの信号機のところを●●●の方に入りまして、■■■の下をくぐりましてからまもなく●●●●に入ります。そこから100mくらいの場所です。この場所からは■■■の■■が走っているのが見られるような状況の場所です。こちらの畑の隣には倉庫がございます。こちらの場所は長年空き家となっております。建物を売るにあたっては畑、倉庫一切をまとめて処分したいという意向を聞いておりました。畑の状況としては、長年空き家だったということもあり、草取り等は年に何回か来て行っておりましたが樹木が生えておまして、結構大きな木が生えております。ということで、ちょっと畑としての活用は今後見込めないというふうを考えておまして、宅地として転用するのは問題ないと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p>
議 長	<p>【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
17番委員	<p>前回の総会で、インボイスについて説明してくれという話がありましたので説明させていただきましたけれども、心残りだったので、少しまとめさせていただきました。</p>



<p>議長 17番委員</p>	<p>パワーポイントで作ったものがあったので、全部だと大変なので4枚ほど抜粋しました。それについて述べさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、次の会議が3時からという日程のようなので。インボイスについて。2年前くらいからこういう話がありまして、業界の関係者と色々な話をしてまいりましたけれども、ちょっと分かりやすいようにQRコードを作成したので入れておきました。下の方ですけれども、特例というのがあるわけです。農協さんと同じような形で特例の方法を模索していたのですけれども、計算方式の形がなかなか難しいということで、今のところはまだ模索中です。簡易課税方式を使って5,000万以下の会社運営で、別会社を使って、そういう案があるわけですが、そういうことで考えております。</p> <p>2枚目になりますけれども、一般的な制度の全体のところをQRコードで貼っています。最終的には、この間も申し上げましたけれども、対応策というのは個人でしか判断できない。事業規模も全くそれぞれですので、基本的にはインボイスナンバーがないと取引しづらくなるということは間違いないということです。無視していいと書いておりますけれども、明らかに直接的に最終消費者に販売する人は全然関係ないと。括弧して注意書きしてはいますが、簡易課税事業者とかの人については簡易課税方式でインボイス、片方だけです、上の方は税率が簡易課税で決まっています。仕入れのところだけ見なし仕入れ率が決まっているから、片方だけの事務作業で良くなりますので、こちらインボイスナンバーが発行できるような形で、インボイスナンバーを発行できるようになるということは、消費税を払っていることに効力があることになるので、最初にそこを確認した方がいいというふうに思います。</p> <p>次のページになりますけれども、農業関連の疑問点ということで私の個人的なこともあるので、先ほども少し話しておりますけれども、産直等販売所運営方と契約がどうなっているのか。産直運営側は購入者がインボイス対応事業者の場合、インボイスナンバーを求めてくる、必ず、求めてきた場合はそれをお知らせする義務があるということになっています。産直運営側と購入者との関係はどうなるのかというと、産直運営側が、仕入れ先が農家の場合、インボイスを発行していただけないということになると小規模農家からの仕入れの消費税を控除できないので、消費税の支払いが多くなってしまいます。産直運営側は、さて困りましたということですが、小規模事業者の農家などからの購入とかはやっぱり仕入れは必要になるというのが個人的な考えですが。</p> <p>また、次のページ。経過措置があることは皆さんご存じだと思いますが。来年の10月から始まりますけれども、何もしなければという例えです。私は玄米等を購入しているわけですが、仮に5,000円くらいで購入したとすると響いてくる金額、当然控除額80パーセントですから多分100円か200円くらいの税金ということになってくるのかなと。当面、3年間は80パーセント控除できるのでやらずともいいのかなと感じていますが、ただし経営ですので、3年後ということになると控除率が変わってくるので、最終的には控除なしとなると大変なことになるので、消費税だけで経営できなくなるという試算になります。ですので、必ず絶対的な必須事項としてインボイスナンバーの発行できる業者をメインにして取引していくしかないのではないかなと。逆に、取引先ですけれども、主に農家さんが多いわけですが、そういう方の比率はだんだんに減ってくるしかないのかなということでした。</p> <p>4枚物の説明については以上なのですが、ちょっと調べてきたことがあるので、先ほど農家さんと話してきたのですが、肥料高騰の価格とかに対する疑問ということで、上昇率の7割助成しますという話だったので色々見ていました。これは一部の皆さんのところにはご案内とかパンフレットとか行っていると思いますが、10年以上前に肥料高騰でやはり助成金がありましたけれども、実質的には肥料を減らしてくださいというのが基本にあるわけで、JAさんであればJAさんに頼んで取りまとめってもらうような形になるし、それ以外、JAさんともう1社となると、2社でも3社でもいいですけれども、基本的にはJAさんのところでは5人以上農家さんがまと</p>
---------------------	--

		<p>まって申請してくださいという制度のようですから、実はこの件で市役所にも確認しておりますし、肥料小売店の関係もやっておりますけれども、最終的に県の方で取りまとめが済んでおりませんので、国からの設定がまだされておられませんので、今月くらいで詳しく発表されてくるのかなというふうに思っておりました。前年との比較ではなくて、秋肥と来年に使用する春肥と2回申請できるわけですけれども、件数を決めて今年度購入した金額から率を換算して補助率を決めるということになっているようです。注視しておいて必ず申請してほしいものだと思います。県内の盛岡とか花巻でも単独で事業をやっております。花巻が10アールあたり410円だそうです。盛岡市はここに書いてあるようなことなので後からQR拾ってみてください。遠野市の農林課でも確認しましたが今調整中だそうです。できれば来年くらいには実施したいということで動いているようです。</p> <p>もう一つあります。スマート農業技術の普及拡大。これは、資料はありません。畜産園芸課で出しているリーフレット、ホームページに書いてあります。簡単に申し上げますと、スマート農業技術を導入する会社、農業者ではなくて会社と書いてありました。例えば、スマート農業を導入したときに最大で2分の1助成するそうです、遠野市で。農業者の皆さんの話なのに、対象は民間の会社中心で意識した形の補助金のようなのです。後々考えたら、こういう普及はある一定の規模の農家さんじゃないと、設備が高くつく、その機械をうまく使えない、年間通して使えないということを想定しているのだなと。農業委員会の皆様と新規就農とか色々考えていますけれども、この対象の方がもしましたら、申請は簡単ですぐ補助金が下りるようです。</p> <p>ということのご案内をさせていただきました。</p> <p>あと、細かいことを申し上げて申し訳ないのですが、事務局の方には実は今日パワーポイント作ったのですが、基本的には紙ベースの物は少なくしてくださいとお願いしました。紙であってもデータベースで下さいと。4、5枚ほど20部ほど作るとなると結構なものになるので、そういうお願いをしておりました。一部の皆さんもそういう考えのようです。配布される資料が今日もたくさんありますけれども、基本的には1回見たら多分見ないですね。できれば保存が可能であればそのようにさせていただければなというご提案を随分前からしておりますので、この際にご案内しておきました。</p> <p>質問があればお受けしたいと思います。ありがとうございます。</p>
議	長	<p>はい、情報提供ありがとうございました。お聞きになりたいことがあればこの際ですのでどうぞ。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>特にこのスマート農業技術とありますけれども、営農組合は該当しないそうなのですよ。先ほど話したとおり会社がほとんど該当するのではないかと話聞いていました。営農組合とか公金とかにも拡大していただければ対応しやすいと思うのですが。あとは市の考えだと思います。</p> <p>インボイスに関しては奥寺委員、よろしいですか。</p>
14番委員		はい。
議	長	<p>それではその他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございましたらどうぞ。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	よろしいですか。それでは事務局から。
事務局次長		<p>それでは、別途、資料となります。</p> <p>その他、令和4年度岩手県農業委員会大会への農業施策の充実に関する要請決議提案事項について。</p>

	<p>8月19日の第1回上閉伊地方農業委員会連絡会にて、遠野市、釜石市、大槌町の提案を取りまとめ合意を得た提案となっています。第165回総会、議案第24号で提案した内容を概ね踏襲した内容となっています。内容につきましては各自ご確認願います。この後ですけれども、沿岸広域圏の幹事である大槌町農業委員会へ提出し、さらに沿岸広域で取りまとめられたものが岩手県農業会議へ報告されるものとなっております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議 長	<p>はい。要請決議提案事項に関して、質問等ございましたらどうぞ。あくまで上閉伊、釜石、大槌、遠野で協議した結果こういう形になったということで、提出させていただきます。</p>
13番委員	<p>前回の遠野地域での、上閉伊地方に上がった段階で訂正なり、追加された部分があれば教えていただきたいと思います。今、これだけの資料を短時間で読むのはちょっと大変ですので、事務局の方でここが変わったとかあれば教えていただきたいと思います。</p>
事務局次長	<p>内容につきましては、ほぼ令和3年度の内容となっています。</p> <p>Iの1の(1)ですけれども、「前段の実質化されたプラン」及び下の5行目については釜石さんから提案いただいた部分です。令和5年(2023年)云々という部分がありますが、これについては大槌さんから同様の提案がありました。「遊休農地」の部分については概ね遠野市の提案した部分になります。</p> <p>2の「新規就農者」につきましても釜石と遠野市の部分で、前段が釜石、後段の部分で遠野市となっています。「担い手」につきましては3市町村の提案となっております。</p> <p>3の「中山間」については遠野市の提案。</p> <p>4の(1)、「農業委員会組織関係予算と事務局体制の充実強化」については前段が大槌で後段が釜石。(2)は概ね遠野市。(3)、「農業委員会業務に係る効率化支援」は3市が遠野市に提案した部分になりますが、下段は釜石さんの提案となっています。</p> <p>5、6、7につきましては遠野市が提案した部分でありまして、釜石さんから重要な部分だと評価を得たところです。</p> <p>IIの「その他重要施策の推進」は、1が概ね遠野市の提案部分ですし、2、3、4につきましても3市の同じような内容での提案となっています。</p> <p>簡単な説明で申し訳ありませんけれども以上となります。</p>
議 長	<p>提出した案件に関しては、訂正等はありませんでした。提案通り可決いただきました。</p> <p>13番、佐々木委員、よろしいですか。</p>
13番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他、委員の皆さんからはございませんか。</p>
14番委員	<p>新規就農についてですけれども、現実的には新規就農者に対する国の予算が削られたといったことを見受けられますけれども、これは農業委員会としての提案事項ですけれども、現実的にはかなり新規就農の難しさがあるようですが、我々農業委員会にこういうことで対象から外れたということを説明があればいいですけれども、そういう機会はないでしょうか。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開します。</p>

事務局 長	<p>今の奥寺委員のご質問ですけれども、新規就農者の希望等々があれば情報提供はどうかということですが、それは農林課が窓口で、新規就農対策に取り組んでいますので、そういう情報があつて、こういう方がこういう農業したいですとか、どれぐらいの農業がしたいですとか、そういう情報があれば共有して皆さんにお知らせして行きたいと考えております。</p>
議 長	<p>よろしいですか、奥寺委員。農林課の方からは情報提供していただくような形で行きたいと思います。新規就農だけではなくて。</p>
14番委員	<p>今、休憩中ですか。</p>
議 長	<p>いいえ。</p>
14番委員	<p>休憩をお願いします。</p>
議 長	<p>では、暫時休憩します。 (休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。その他、事務局、ありませんか。</p>
事 務 局	<p>ありません。</p>
議 長	<p><b>【閉会】</b> 以上をもちまして第165回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p>
	<p>午後2時31分閉会</p>
	<p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p>
	<p>令和 年 月 日</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p>
	<p>同 番 _____</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>

